

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年10月6日付けの児童手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

処分庁は、請求人に二度、不足書類提出依頼の督促通知の手紙を住民票のある住所へ送ったらしいが、私情から現住所は別の旨は伝えていた。処分庁からは電話などもなかったため、手紙を目にすることはできず、督促通知に気付くことができなかった。

10月後半に請求人の母親から、〇〇区役所からの手紙一式を手

渡され、そこで、「児童手当等請求（届出）時の不足書類の提出等について」の存在をはじめて認識し、本件処分がなされたことを知った。令和3年3月26日、本件請求の際、処分庁担当者に対し、「住民票の住所を変更すると、別居中の主人が調べて訪れてくる可能性があるので、住民票の住所は実家だが、実際は別の場所に住んでいる」と伝えていた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月14日	諮問
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

法4条1項は、児童手当の支給要件について、支給要件児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。））を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は

母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。）であって、日本国内に住所を有するもの（1号）その他に該当する者に、児童手当を支給するとされている。

法4条4項は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(6)は、法4条4項について、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであることとしている。

(2) 認定手続

法7条1項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとされている。

また、児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）1条の4第1項の規定によれば、法7条1項の規定による手当の受

給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第2号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。そして、法施行規則1条の4第2項によれば、同条1項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならないとされ、7号において、「一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母…であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母…と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類」が掲げられている。

「児童手当Q & A集」（令和3年9月1日付内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室）問1-18・答は、認定請求に不足書類があったため、受付処理後に保留通知書を送付したが、その後数回督促したにもかかわらず申請者が応じない場合の処理について、「(1)保留処分の通知をしてから1か月後に督促通知をする、(2)更に1か月後督促し、正当な理由により提出できない場合は、その理由書を、また理由書の提出もない場合は請求を却下する旨期限（30日程度）付きで通知する。(3)正当な理由もなく期限までに提出されない場合は、書類不備により請求却下の処分とする。」としている。

2 本件処分についての検討

本件請求書及び本件申立書には、請求人は、請求人の夫と離婚協議中で別居している旨の記載があり、夫と生計を同じくしておらず、本児と同居している旨の記載がみられる。本件申立書に離婚協議中である事実を証明する資料の添付がなかったため、処分庁は、請求人が法4条1項の児童手当の支給対象となることは確認できなかった。

そこで、処分庁は、請求人に対し、本件保留通知、本件督促通知

1 及び本件督促通知 2 を、それぞれ本件請求書の請求者現住所欄に記載された住所に郵送し、児童手当支給の審査にあたり、請求人が請求人の夫と離婚協議中であることが確認できる不足書類を提出するよう通知したことが認められる。本件督促通知 2 には、不足書類を提出することができない場合は、理由書の提出が必要であり、正当な理由なく不足書類の提出がない場合は、手当の受給ができなくなる旨が記載されている。

そして、本件督促通知 2 の提出期限である令和 3 年 9 月 14 日を経過しても、請求人から不足書類の提出がなかったため、処分庁は、本件請求を却下する決定を行った（本件処分）ことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令の定めにより、不足書類があった場合の処理手順を踏んでなされたものであることが認められ、違法又は不当であるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、本件請求の際、住民票の住所は実家だが、実際は別の場所に居住している旨を処分庁担当者に伝えたにもかかわらず、一度も電話での連絡はなかったことをもって、本件処分は違法又は不当であると主張する。

本件請求の際に、請求人が処分庁担当者に住民票の住所には住んでいないことを伝えたか否かは、証拠資料がなく、明らかではない。

しかし、処分庁から請求人に宛てた督促書等は、すべて本件請求書の請求者現住所欄に記載された住所に発送され、処分庁に返送されることもなかったことは、第 3 の請求人の主張（10 月後半に母親から〇〇区役所からの手紙一式を手渡された）からも明らかである。

したがって、処分庁の対応に不備はなかったというべきであるか

ら、請求人の上記主張は理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一